

# 箕面市萱野汚水中継ポンプ場

## 自家用電気工作物保安業務委託仕様書

## 萱野污水中継ポンプ場自家用電気工作物保安業務委託仕様書

本仕様書は、萱野污水中継ポンプ場の自家用電気工作物保安業務について、甲（箕面市上下水道局）が、乙（受託者）に発注する業務内容を示すものである。

### 1. 業務期間

平成30年4月1日から平成34年9月30日まで

### 2. 履行場所

箕面市稲二丁目12-5（別添位置図）

### 3. 対象施設及び設備容量

萱野污水中継ポンプ場 施設容量 1,020 KVA（自家発電機設備 500 KVA）

### 4. 業務範囲

#### （1）業務内容

対象施設の電気主任技術者として、電気事業法で定めのある管理、関係法令の遵守に従事すること。

なお、緊急時における対応についても当該委託範囲とする。

また、関係法令に基づく、提出書類の作成等は本業務範囲とする。

#### ○電気主任技術者としての職務

- ・電気設備の管理監督の責任者として、自家用工作物の保全、管理監督として従事し、電気設備の改善提案、技術指導への助言を行う。

#### （2）実施時期等

対象施設について、保安規程で定めたとうえで、月1回の点検及び年次点検を実施すること。

点検内容は別表に定めのあるとおりとする。

年次点検の実施時期については、年次点検Ⅱを平成31年度の下半期に実施し、平成30年度、32年度、33年度は年次点検Ⅰを下半期に実施すること。

また、平成34年度の上半期中には実施しない。

### 5. 共通事項

#### （1）受託業務実施計画書の提出

乙は、受託した業務の実施にあたっては、甲の指定する様式により、受託業務実施計画書を作成し、事前に甲の承認を得ること。

#### （2）研修の実施

1) 乙は、各業務に従事させる作業員に対して、必要に応じて人権研修及び接遇研修を実施し、その報告書を甲に提出すること。

2) 乙は、各業務内容を十分に把握するとともに、必要に応じて研修等を随時実施し、作業員の技術及び知識等の維持向上に努めること。

#### （3）名札、服装について

1) 乙は、全ての業務従事者について、名札を着用させること。

2) 乙は、全ての業務従事者に、市民の目に触れることを自覚させ、服装や身だしなみについては清潔感を与えるよう十分に配慮すること。

(4) 連絡体制について

乙は責任者を1名配置し、書面により甲に届け出ること。なお、甲から責任者へは常時連絡のとれる体制をつくるものとし、責任者が特段の事情により連絡のとれない場合は、業務従事者に必要な指示ができる体制を整えること。

(5) 業務報告

乙は、業務の実施状況について、甲の指定する下記について提出すること。

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1) 業務報告書      | 1 部 |
| 2) その他市が必要な種類 | 1 式 |

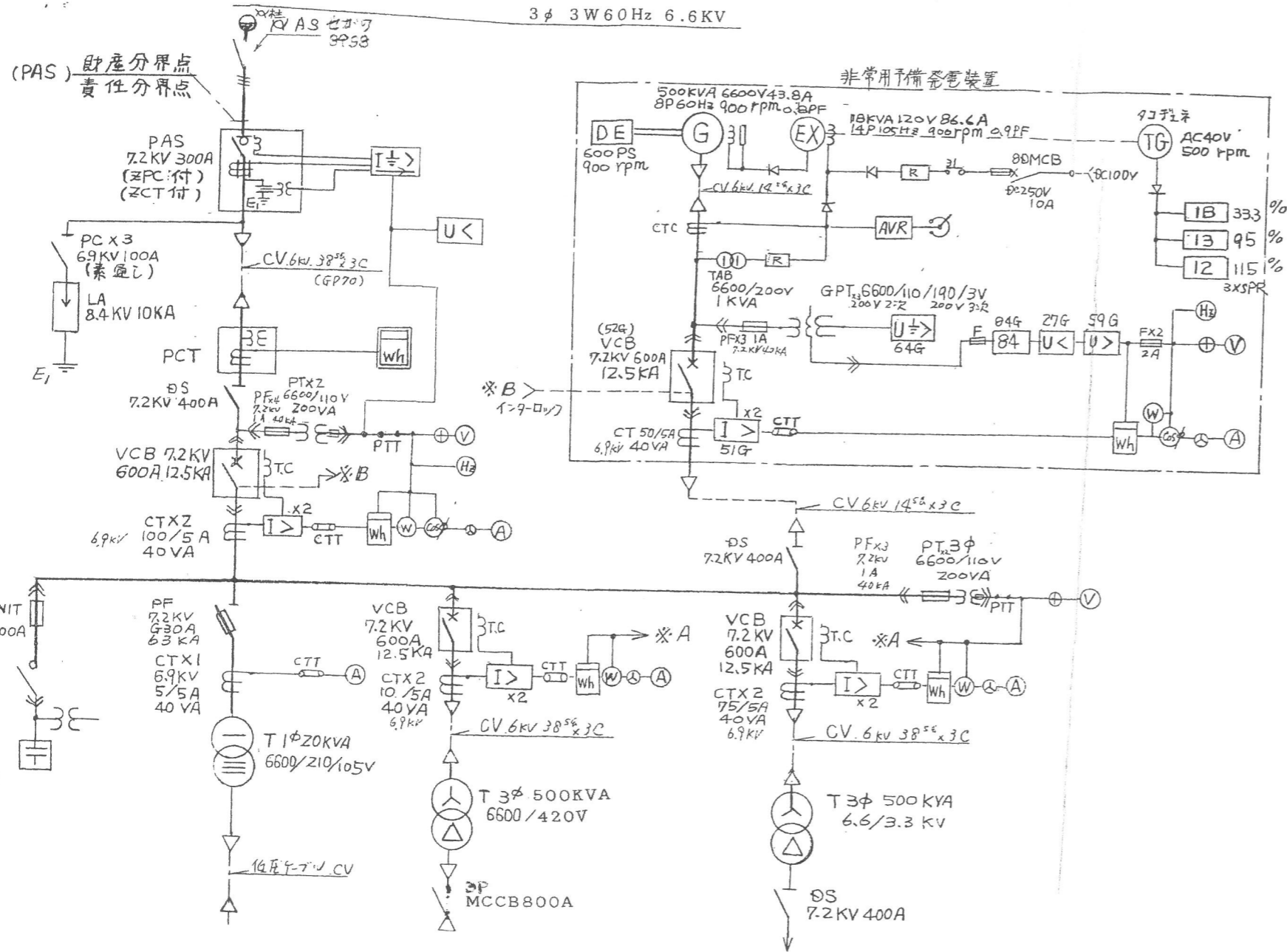
6. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の遂行上当然必要とされる内容は乙の責任により実施すること。
- (2) 契約期間中に関係法令の変更等が生じた場合でも、法令遵守の上業務を遂行すること。
- (3) 点検時に蓄電池の液位が不足している場合には、乙の負担で随時蒸留水を補水すること。

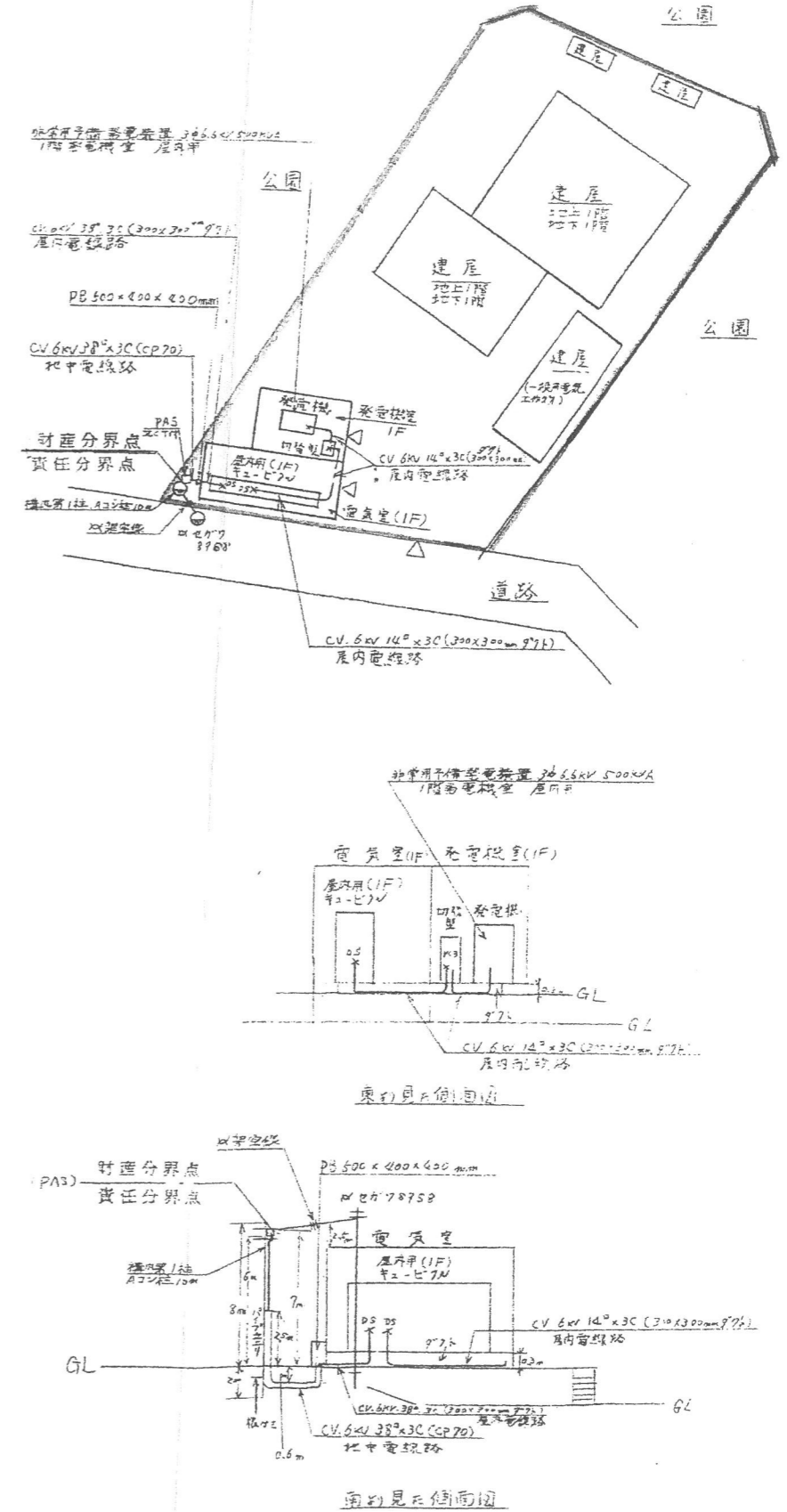
【別表】

電気工作物	項目	月次点検 〔毎月1回〕	年次点検 〔毎年1回〕		
			年次Ⅰ点検	年次Ⅱ点検	
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降含む)	引込線・ケーブル・電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		①	○
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		①	○
		継電器との連動動作試験		①	○
		絶縁油試験			①
		内部点検			①
	母線・断路器・計器用変成器・避雷器・電力用コンデンサー	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		①	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		①	○
		絶縁油試験		①	①
		内部点検		①	①
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		①	○
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正・シーケンス試験			①
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○	○
		充電装置機能点検		○	○
		各電池の比重液温電圧測定		①	①
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		①	○	
電気使用場所 の設備	電動機・発熱装置・電気溶接機・照明設備・配線及び配線器具・その他の電気機器類・接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		①	○
	接地抵抗測定		①	○	
発電装置 非常用予備	原動機関係・発電機関係・蓄電池・その他の電気機器類・接地装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		絶縁抵抗測定		①	○
		接地抵抗測定		①	○
		電気関係保護継電器の動作特性試験			○

- 注 1. ○については、実施すること。主要機器の電圧・電流・変圧器温度等含む。
- 2 ①については、停電の影響、過去の実績その他の理由からその一部または全部を実施しないよう指示することがある。
- 3 年次Ⅱ点検については、3年に1度毎の停電検査を指す。次回は平成31年度
- 4 年次Ⅰ点検については、年次Ⅱ点検実施年以外の年の点検を指す。
- 5 年次点検を実施した場合の毎月点検は併せて実施したこととする。



単線結線図



構内図

位置図

